



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年4月4日火曜日 第396号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... (経営支援課) ... 504
 土地改良区の合併..... (農地整備課) ... 505
 土地改良区の合併による解散..... (") ... 505
 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧..... (") ... 505
 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧..... (") ... 505
 コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲..... (水産課) ... 505
 県営住宅の家賃の収納事務の委託..... (建築住宅課) ... 505
 指定介護療養型医療施設の指定の辞退..... (中予地方局地域福祉課) ... 506
 開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 506

公 告

愛媛県成果重視型政策立案プラットフォームの構築に関する開発及び運用保守業務の委託..... (財政課) ... 506

雑 報

愛媛県内水面漁場管理委員会指示..... (水産課) ... 507

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第397号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年4月4日

愛媛県知事 中村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ニトリ四国中央店
四国中央市下柏町字三歩一地19番1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリ
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
代表取締役 似鳥 昭雄
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリ
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
代表取締役 似鳥 昭雄
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年11月18日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,468平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
77台
イ 駐輪場の収容台数
30台
ウ 荷さばき施設の面積
57.6平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
18.3立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
1箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和5年3月17日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出

することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第398号

石手川北部土地改良区から認可申請のあった石手川北部土地改良区及び夫婦山土地改良区の合併は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、令和5年3月27日認可したので、同日合併後存続する石手川北部土地改良区の定款を変更した。

令和5年4月4日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第399号

夫婦山土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、石手川北部土地改良区と合併したので令和5年3月27日解散した。

令和5年4月4日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第400号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西予市宇和町岩木地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和5年4月4日

愛媛県知事 中村時広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・地中地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年4月5日から5月2日まで
- 3 縦覧場所
西予市役所本庁

○愛媛県告示第401号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、西条市小松町安井及び丹原町明穂地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和5年4月4日

愛媛県知事 中村時広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ほ場整備事業・安井地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年4月5日から令和5年5月2日まで
- 3 縦覧場所
西条市役所西部支所

○愛媛県告示第402号

愛媛県内水面漁場管理委員会指示第24号に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲を、令和5年4月1日次のとおり定めた。

令和5年4月4日

愛媛県知事 中村時広

- 1 四国中央市の藤谷池及び二級河川川茂川水系川茂川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 2 二級河川渦井川水系渦井川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面
- 3 御舟川雨水幹線、観音水雨水幹線及び新川雨水幹線並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 4 西条市北条1407番1地先の遊水池並びに二級河川崩口川水系崩口川及び二級河川一ツ橋川水系一ツ橋川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 5 二級河川大曲川水系大曲川及び二級河川新川水系新川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 6 鹿野川ダムから下流の一級河川肱川水系肱川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面
- 7 愛媛県と高知県の県境から上流の一級河川渡川水系広見川、目黒川及び家地川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 8 二級河川来村川水系来村川及び二級河川神田川水系神田川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 9 宇和島市の二級河川本谷川水系本谷川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面

○愛媛県告示第403号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅の家賃の収納の事務を次のとおり委託した。

令和5年4月4日

愛媛県知事 中村時広

- 1 委託した事務の範囲及び内容
県営住宅家賃のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納家賃の収納の事務
- 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
ニッテレ債権回収株式会社
東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

○愛媛県告示第404号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。

令和5年4月4日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

指定介護療養型医療施設の開設者の 名称又は氏名	指定介護療養型医療施設		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
久万高原町	国民健康保険久万高原町立病院	愛媛県上浮穴郡久万高原町久万65	令和5年3月31日	介護療養型医療施設

○愛媛県告示第405号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年4月4日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
4中局建（開）第49号 令和5年3月28日	伊予郡松前町大字北川原字竹ノ町724番2 伊予郡松前町大字北川原字竹ノ町725番1 伊予郡松前町大字北川原字北ノ川原207番2	伊予郡松前町大字浜330番地1 株式会社和泉

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年4月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県成果重視型政策立案プラットフォームの構築に関する
開発及び運用保守業務

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県成果重視型政策立案プラットフォームの構築に関する
開発及び運用保守業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書等による。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和12年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

入札説明書等による。

(6) 入札方法

ア 入札回数は、2回とする。

イ 入札金額は、愛媛県成果重視型政策立案プラットフォーム
の構築に関する開発及び運用保守業務費用の総額を記載する
こと。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金
額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に
1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも
のとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費
税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であ
るかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する

金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請
負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業
者で、次の事項に該当するもの。

(1) 単独で入札に参加する場合の資格要件

ア 「特定調達参加希望」の登録をしている者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の
規定に該当しない者であること。

ウ 入札参加資格確認申請書の受付期限日から落札者の決定の
日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない
者であること。

エ 当該業務の遂行に必要な組織及び人員を有している者であ
ること。

オ 当該業務について、確実に履行する能力があることを証明
したものであること。

(2) 企業グループで入札に参加する場合の資格要件

ア この公告の業務を行うために自主的に結成されたグループ
（以下「企業グループ」という。）であること。

イ 構成員の数は2者以上とすること。

ウ 企業グループの代表者となる構成員を定め、4(3)アに掲げ
る提出期限までに企業グループ結成に関する協定書を提出し
た者であること。

エ 各構成員が、単独で又は他の企業グループの構成員として、
この公告の入札に参加していないこと。

オ 各構成員が、2(1)ア、イ及びウに掲げる要件を満たすもの
であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場
所及び問合せ先

愛媛県総務部行財政改革局財政課
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 089 912 2287

Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2
Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570, Japan
TEL +81 89 912 2287

- (2) 入札書の受領期限
令和5年5月15日(月)午後1時まで
- (3) 入札説明書の交付方法
愛媛県ホームページにて交付する。
交付期間は令和5年4月4日(火)から同年4月12日(水)午後1時までとする。
- (4) 開札の日時及び場所
令和5年5月15日(月)午後1時30分
愛媛県庁本館4階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この総合評価一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書、業務履行能力証明書及び誓約書を令和5年4月12日(水)午後5時15分までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
ア 受付期限
令和5年4月12日(水)午後5時15分まで
イ 受付場所
上記3(1)に掲げる場所
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。
なお、落札者決定の詳細は、入札説明書等による。
- (7) その他
詳細は、入札説明書等による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: The design, development, operation and maintenance of the result based policymaking platform of Ehime Prefecture, 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:00 p.m., 15 May 2023
- (3) For further information, please contact: Result based Management Section, Financial Affairs Division, Administrative and Financial Reform Subdepartment, General Affairs

雑報

○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第24号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)に関する持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止について、令和5年4月1日次のとおり指示した。

令和5年4月4日

愛媛県内水面漁場管理委員会
会長 岡村重治

1 指示の内容

- (1) 持ち出しの制限
県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面(以下「公共用水面等」という。)において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると愛媛県知事が認めた場合は、愛媛県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究又は検査に供する場合は、この限りでない。
 - (2) 放流等の制限
県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件の全てに該当する場合以外は、してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合はこの限りでない。
ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものではないこと。
イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。
ウ PCR(ポリメラーゼ連鎖反応)検査で陰性が確認されたコイ群であること。
 - (3) 遺棄の禁止
生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。
 - (4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。
- 2 指示の期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで